# 第6章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

## 6-1 文化財の保存又は活用に関する事項

# (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針及び具体的な計画

本市には、国・県・市指定等文化財が合わせて36件ある。市内全域における指定等文化財の分布状況は、第1章「1-4指定等文化財の状況」で示したとおりである。

指定文化財については、文化財保護法、広島県文化財保護条例及び竹原市文化財保護条例に基づき適切に保護を進める。

未指定の文化財については、その把握に努め、準備が整ったものから市指定文化財に指定するとともに、所有者や地域住民の協力が得られる体制づくりと啓発を行う。あわせて歴史資料の収集を進め、学術的価値の評価や所有者の合意など準備が整ったものから積極的に市指定文化財に指定するとともに、保存・活用を図り、必要に応じて復元、修理等の保護措置を行う。また、ホームページや文化財地図等への掲載による情報発信に努める。

文化財の活用については、歴史資料の調査・研究を進め、体系的に整理する。整理した歴史資料は、展示など効果的な活用を検討し、住民の意識啓発・郷土愛の醸成を図っていく。

無形の民俗文化財・伝統行事については、各地域・実施団体で人材育成を行い、後継者育成に努めているが、担い手の減少で継承に苦慮している。今後、調査を行い、学術的価値が高いものについては、市指定文化財への指定を行うとともに、映像の記録・公開、保存媒体の貸し出しなどを行い、後継者の育成・伝統行事継承の重要性について、市民意識の高揚を図っていく。

重点区域内においては、建造物の国指定文化財が2件、重要伝統的建造物群保存 地区が1地区、県史跡(旧宅)が1件、建造物の市指定文化財が3件ある。

建造物の国指定文化財は春風館賴家住宅、復古館賴家住宅の2件で、保存修理事業は文化庁の指導を受け、平成4年度から平成8年度の4年間かけて実施した。この2件は個人所有のため、常時公開はできていないが、毎年5月に開催される「たけはら竹まつり」と10月に開催される「町並み竹灯りーたけはら憧憬の路(しょうけいのみち)ー」のイベント時に所有者の協力を得て公開している。この2件は、重要文化財保存活用計画が未策定であるため、所有者による保存と活用が円滑に行われるよう、文化庁や広島県教育委員会など関係機関と調整し、所有者の理解を得ながら、重要文化財保存活用計画の策定を検討する。

県史跡頼惟清旧宅や市重要文化財の森川家住宅、松阪家住宅、西方寺普明閣及びお籠堂については、広島県文化財保護条例及び竹原市文化財保護条例に基づき適切に保存を行っているとともに、これらの文化財については、公開施設として本市の建造物の特徴を表す外観や質の高い建築様式の素晴らしさを観光客等に伝えてい

る。

重点区域の中核をなす竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区では、昭和57年 (1982)の重要伝統的建造物群保存地区選定後、保存条例・保存計画に基づいた保存 修理・修景事業を行っており、平成23年度末時点で、保存修理事業114件、修 景事業19件を実施している。

しかし、所有者の高齢化、人口減少や経済的な問題から建造物や工作物の管理が 困難な状況が増えてきており、空き家が増加する中で、歴史的な町並みの連続性の 喪失が危惧されている。また、これからの歴史的景観の保全を考える上で重要な樹 木や石造物などの環境物件の保存についても考える必要がある。

これらの課題を踏まえ、現在、保存計画の見直しを行っており、見直しにあたっては、地域のニーズを反映したきめ細やかな対応策を盛り込むために住民・所有者・関係者等との意見交換の場を設定する。この場で出た保存対策上の意見や提案を尊重し、地域住民・所有者の保存活動を支えるソフト面の充実を盛り込んだ保存計画の策定を進める。

この保存計画の見直しにより、新たに特定物件として指定された建造物については、保存条例・保存計画に基づいて適切に保存修理を実施する。

未指定の文化財については、計画的に資料収集・調査を進め、所有者や地域住民の協力が得られる体制づくりや啓発を行い、学術的な価値の評価や所有者の合意など準備が整ったものから積極的に市の文化財に指定し、保存・活用を図る。

## 《重点区域での事業》

●伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業

平成24~27年度

●重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業

昭和57年度~

#### (2) 文化財の修理(整備を含む)に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理又は整備にあたって、国、県及び市の指定文化財等については、関係法令を遵守し適正な手続きを行うとともに、必要に応じ、竹原市文化財保護委員会など専門家の指導、助言を仰ぎ、文化庁・広島県教育委員会と連携を図り、適切に対応する。

また、未指定文化財についても、文化財所有者の意向を確認し、指定できるものは指定の上、専門家や関係機関等の協力を仰ぎながら痕跡調査や古写真等の資料に基づく修理又は整備を行う。

重点区域内においては、文化財の保存と活用を通じた地域振興を図るため、建造物のさらなる良好な保存・復元・整備と住民主体の活用の促進を主眼に、文化財の修理と整備を行う。

そのため、本計画に、市重要文化財森川家住宅及び藤井酒造等の保存整備を位置付け、これらをその周辺環境も含め総合的に保存・活用して本市の歴史的な魅力の

増大と活力の向上を図る。

重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業や歴史的風致形成建造物保存修理事業を効果的に推進していくために、平成21~22年度で実施した竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査結果を広く周知するとともに、住民、所有者、職人等が建物の歴史性や価値を認識し、「守る」「後世に伝える」というこだわりを持っていただくよう、広報や講演会等を通じて、竹原らしい建物の特徴や伝統的な建築技術の重要性を啓発していく。

## 《重点区域での事業》

- ●歴史的風致形成建造物(森川家住宅)保存修理事業
- ●歴史的風致形成建造物 (藤井酒造) 保存修理事業
- ●まちなみ竹工房(旧城原家土蔵)保存修理活用事業
- ●重要伝統的建造物群保存地区·保存修理事業

令和3~4年度 平成26~28年度 平成24~25年度

昭和57年度~

# (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

文化財の保存・活用を行うためには、文化財の価値を住民に周知し、本市の歴史 に対する理解を深めていくことが重要である。

そのためには、歴史資料を保管している各施設の連携を深め、施設の設置目的を 最大限に活かし、全体として各施設から文化都市にふさわしい情報発信ができるよ う努める。

重点区域内においては、伝統的建造物の活用のため市重要文化財である松阪家住宅、森川家住宅、光本家住宅を一般公開し、竹原市歴史民俗資料館においては、本市及びその周辺地域の歴史・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集・保管・展示している。

民間主体の取組では、NPO法人ネットワーク竹原が、旧村上家住宅を活かし、 竹原の特産品販売を行い、旧笠井家住宅は施設の無料開放を行い、歴史的な建造物 の有効活用に取り組んでいる。

また、観光客に本市の歴史文化を広く理解してもらうために文化施設を周遊しやすい環境づくりのために、歴史文化関連施設(松阪家住宅・森川家住宅・光本家住宅・竹原市歴史民俗資料館)の周遊券を発行し、施設の入館料の減額を行っている。

今後は、訪れた観光客に歴史的な建造物の特性や保存の意義を伝え、本市の歴史・文化への造詣を深めてもらうために、文化施設等を含めた公共サインや説明板等で、保存されてきた歴史的な建造物の背景・変遷・名残を一連の流れで説明できるように努める。その点も踏まえ、歴史と文化のまちにふさわしい「竹原市サイン計画」策定の検討を行う。

また、本市の歴史資料の情報を一元化し、保存・調査・研究を行う環境を整え、それを文化交流事業として展開し、本市の個性的なまちづくりの推進に活かしてい

く拠点のあり方を住民・関係機関と検討していく。

《重点区域での事業》

●歴史・文化交流施設の整備に伴う検討事業

平成28~29年度

# (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

文化財そのものとそれを取り巻く周辺環境と人々の生活風情も含めて、歴史を説明することは、歴史的背景に基づいた文化財の価値を高く認識してもらうことに繋がる。

文化財の周辺環境は、開発行為・生活スタイルの現代化により、失われやすいものであることを踏まえ、周辺環境も含めて文化財の価値を支えているという認識を広く住民に持ってもらう取組を進めていく。

良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活と経済活動等との調和により形成されている。地域の個性及び特性を活かすよう景観計画の策定を行い、あわせて景観条例・屋外広告物条例を制定し、良好な景観を創出していく。

案内・説明看板については、文化財の背景・変遷・名残を一連の流れで説明できるように努めるとともに、歴史と文化のまちにふさわしい「竹原市サイン計画」策定の検討を行う。

重点区域内においては、文化庁の指導の下、平成21年度・平成22年度に実施 した「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査」により、伝統的建造 物群保存地区の周辺部にある未調査の建造物の詳細について一定に把握をした。

この結果を元に、住民合意を得ながら、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の 指定を行うことによって、これまで保存修理・修景への助成を行えなかった竹原市 竹原地区伝統的建造物群保存地区の周辺部にある歴史的価値のある建造物を保存 修理するとともに、景観阻害物件の修景や除去を行い、周辺環境の維持及び向上を 図る。

また、竹原を代表する視点場である普明閣からは、眼下に切妻造や入母屋造の屋根の形、平入・妻入など屋根の配置など変化に富んだ甍の波が広がり、その背景には竹原の市街地や瀬戸内海を望むことができ、歴史的風情を引き立たせている。また、竹原の町からは、寺山を背景とした普明閣を望むことができる。このように、文化財は周辺環境と一体となって歴史的価値を高めている。

このような地の利を活かした竹原の景観を後世に伝えていくために、景観の特徴と歴史的な背景を考慮した景観計画を策定していく。

また、道路についても優先度の高い路線から歴史的な景観や文化財に配慮した歴史性に忠実な美装化や無電柱化の整備を検討する。

#### 《重点区域での事業》

●歴史的風致形成建造物(森川家住宅)保存修理事業 令和3~4年度

●歴史的風致形成建造物(藤井酒造)保存修理事業

●旧広島銀行竹原支店跡地小公園整備事業

●旧一富士食堂解体除却事業

●市道楠诵成井道路改良事業

●景観計画策定事業

平成26~28年度

平成25年度

令和2年度

平成21~25年度

平成30~令和3年度

# (5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画

本市の中心を流れる賀茂川は、古くから度々洪水被害を起こしている。昭和42 年(1967)の豪雨の際には、既往最大規模の洪水が発生し、浸水家屋1,245屋、 農地冠水69.5haなど大規模な被害が生じ、文化財に直接の被害はなかったもの の、各家に残る歴史資料が流失した。この災害対策のため、治水事業として広島県 により仁賀ダム工事が進められ、平成23年(2011)3月にダム本体工事が完了した。 また、平成16年(2004)の台風16号及び18号による高潮被害により伝統的建 造物群保存地区の周辺地区の伝統的建造物が床上・床下浸水の被害を受けた。

ソフト面の取り組みでは、こうした高潮浸水をはじめ過去の被災状況を教訓に、 広島県防災情報システム等による災害情報を県・市・住民で共有化し、情報伝達体 制を強化した。あわせて、災害予測図である高潮ハザードマップを市と住民が協働 で作成し、住民の防災意識の向上を図った。

また、毎年文化財防火デーにあわせ、地域を順番に回り、文化財防火訓練を実施 しており、初期消火活動等を行い、住民の防火意識の向上に努めている。

ハード面の取り組みでは、高潮・洪水対策として広島県により「二級河川本川水 系河川整備計画」が平成19年(2007)に策定され、本川河口付近に防潮水門、防潮 堤及び排水機場の設置する工事が現在行われており、ハード・ソフトの両面から防 災対策が進められている。

また、防犯面においては、本市には歴史を物語る上で重要な古文書や美術工芸品 等が数多くあり、今後の調査・研究を進めるためにも貴重な資料であることから、 市で所有しているものについては、保存管理を徹底し、個人所有のものについては、 管理の重要性を啓発し、所有者意識の向上を図る。

重点区域においては、伝統的建造物群保存地区及びその周辺部にある歴史的建造 物のほとんどが木造の建築物で連たんしているため、一度火災が発生すると建造物 の大半が消失する恐れがある。よって、消防法により定められている住宅用火災報 知器の設置を行っていない建造物の所有者に対して設置を行うよう助成を行い啓 発・指導していく。

住民・地域活動における防火対策では、毎年文化財防火デーにあわせた防火訓練 を地元自治会・竹原町並保存会の協力を得ながら実施しており、今後も火災発生時 の文化財搬出方法の確認や初期消火の知識及び防火意識の向上を継続的に行っていく。

さらに、市の協働事業の支援により住民主体の防災対策が進み、土嚢づくり、防 災資機材の購入、倉庫の設置など防災への取組の充実が図られており、今後も引き 続き住民の防災対策の支援に取り組む。

また、平成22年(2010)に自家発電・浄化槽・受水槽・避難スペースなどの防災機能を備えた「道の駅たけはら」がオープンし、災害時における避難所の収容人口カバー率が増加した。今後においては、この「道の駅たけはら」を防災拠点として、伝建地区や周辺地区の住民や観光客のスムーズな避難誘導など、ソフト面の防災対策を充実させ、防災対策能力の向上に努める。

# (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画

本市では市職員が地域に直接出向く「出前講座」を実施し、文化財の保存活用の普及に向けた啓発活動を進めている。今後も引き続き、文化財の保存・活用の普及啓発を行うとともに、文化関係団体・地域活動団体と連携し、歴史・文化へ関心を高める取組を進め、保存・活用・啓発等に参加していただく人材育成を行う。さらには、歴史・文化を継承する次世代を育てるため、文化に触れる場づくりなど、子ども達が歴史文化に誇りを持てる教育普及活動を行う。

今後は、本市の文化の魅力である"住居は、今も人が住んでいるからこそ、店は昔と同じように営業しているからこそ、昔の雰囲気を醸しだせる"ことを最大限に活かせる取組を進めていく。

具体的には、歴史的な建造物や資料を最大限に活かし、歴史的な背景(生活・生

業・変遷)などを一連の流れで魅力的に伝える手法を用いて、先人達の生活の様子・息づかい・誇りを体感できる仕掛けづくりを行い、住民や観光客の方々に歴史・文化に興味をもっていただく情報発信に努める。

この情報発信により、歴史的な建造物が昔と同じように使われていることで、訪れた人々に懐かしさや癒しを感じさせ、魅了する。守り続けた人々は、訪れた人の感動を実感することで、郷土に誇りを感じ、保存していくことを責務として感じるというように、歴史的建造物が"保存""観光客の感動""郷土愛の醸成"の好循環を生んでいく文化のまちづくりを進めていく。

また、伝統行事を後世に継承していくため



大井·宿根地区 東永谷製鉄遺跡保全活動



田万里地区 歴史・文化資料の展示スペース (ふるさと文化財・遺跡マップ)

に、映像記録保存・公開・記録媒体の貸し出しを行うとともに、過去に作成したア ナログ記録映像のデジタル化を行っており、今後においても引き続き実施していく。

住民・地域の活動では、市の支援により住民協働事業として、様々な調査・研究・普及活動が展開されている。田万里地区では、歴史・文化的資料の収集・展示スペースの整備と「ふるさと文化財・遺跡を訪ねて」の冊子の発行を、東野地区では、「ふる里ひがしの」の冊子を東野文化財研究会と一緒に発行を、忠海第2地区では、歴史文化のふるさとめぐりを、大井・宿根地区では東永谷製鉄遺跡周知保全活動を、荘野地区では、後世に伝えるふるさと再発見事業をそれぞれ実施している。今後も市と地域の連携を強化しながら、文化財の保存・活用や普及・啓発の実施に向け様々な企画を検討していく。

また、これらの取組に加え、広報活動等により、歴史資料の重要性を訴え、歴史 資料に対する住民の意識向上を図り、歴史資料の収集への協力を呼びかけ、竹原市 の歴史文化の流れを明らかにできるよう竹原市史の編さんにつなげていく。

重点区域においては、市・自治会・各種団体 で構成する実行委員会において、文化財の活用 を図る取組を進めている。竹灯籠のロウソクの 灯りで伝統的建造物を幻想的に照らし、往時の 風情を醸し出す「町並み竹灯りーたけはら憧憬 の路一」、各家に保管され、歴史的にも貴重な 雛人形を伝建地区内の建造物で展示し、観光客 にめぐってもらう「たけはら町並み雛めぐり」、 伝統的建造物に現代アートを展示し、文化財の 活用の可能性を広げた「たけはら国際芸術祭」 を毎年開催している。このようなイベントは、 本市の歴史を活かしたまちづくりの成果であり、 歴史的建造物の活用の可能性を広げるとともに、 潜在的価値を引き出し、文化財の保存の重要性 と効果を広く周知・啓発するものであり、引き 続きこのような取組を進め、文化財の保存・活 用を図っていく。



町並み竹灯りーたけはら憧憬の路ー



たけはら町並み雛めぐり

# 《重点区域での事業》

- ●歴史文化啓発冊子作成事業
- ●伝統行事等助成事業
- ●伝統行事記録収集保存事業
- ●伝統行事・伝統文化啓発事業
- ●地域協働住民自治組織支援事業

平成30年度 毎年 平成24~令和4年度 平成24~令和4年度 平成19年度~

- ●竹原市史編さん記録保存事業
- ●出前講座

平成19年度~ 平成14年度~

# (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針及び具体的な計画

埋蔵文化財の取り扱いについては、市に専門職員の配置がなされていないため、 開発事業者に対する指導、まちづくり部局との連携が取られず、これまでは十分な 対応ができていなかった。

その反省を踏まえ、平成21年度から広島県教育委員会と密接な連携を図り、指導を受けながら、開発行為前の試掘調査を実施し、埋蔵文化財の把握に努めており、平成22年(2010)には、上田万里地区のほ場整備にかかる試掘調査を行い、弥生時代後期及び古墳時代の遺跡が把握できた。この遺跡について記録保存を行うため、平成23年(2011)に財団法人広島県教育事業団埋蔵文化財調査室の協力を得て、本発掘調査を行った結果、弥生時代後期の竪穴住居跡1軒、古墳時代の竪穴住居跡6軒の遺構が確認でき、本市の歴史を知る上で貴重な資料を得ることができた。また、

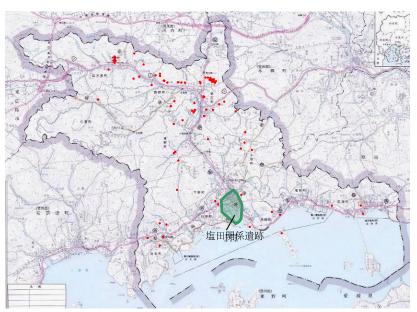
この本発掘調査にあわせ、遺跡見学会を実施 したところ市内外から180名の参加者を得 るなど、本市の歴史への理解を深め、埋蔵文 化財の取り扱いに対する理解を深める貴重な 機会を得ることができた。

今後においても、引き続き広島県教育委員会との密接な連携を図り、指導を受けながら埋蔵文化財の保護と活用に努めるとともに、まちづくり部局との連携を密にし、開発行為の早期把握に努める。また、専門職員の配置等組織体制の強化を検討する。



小迫・岡野原遺跡見学会

現在把握している埋蔵文化財包蔵地は103箇所であるが、全て中世以前の遺跡であるため、竹原の発展の礎を築いた塩田関係(塩浜、釜屋の煙突、堀、塩の積み出しを行った港や雁木など)の遺跡等の遺構についても、遺跡の場合にとり、武規をとり、武規をとり、武規をとり、遺跡の実態把握を実施し、遺跡の実態把握



竹原市埋蔵文化財分布図

に努める。

## (8) 文化財の保存・活用に係る竹原市及び竹原市教育委員会の体制と方針

本市においては、まちづくり行政と文化財保護行政の円滑な連携を図るため、平成18年度から文化財保護に関する事務について、市長部局市民生活部まちづくり推進課文化生涯学習室が教育委員会の補助執行を行っていたが、竹原市総合教育会議の設置や竹原市教育大綱の策定を契機として、平成28年度の組織改正により、文化財保護部門を教育委員会へ移管し、文化生涯学習課を設置した。更に、平成31年度の組織改正により、文化生涯学習課を教育振興課に集約し、令和2年度の組織改正により、教育振興課を文化生涯学習課に名称変更した。(担当:職員3名)

また、伝統的建造物の保存においては専門的な建築知識を有することから、平成23年度から建築技師を2名配置した。今後もまちづくり部門と文化財保護部門の連携体制が図られるよう組織強化を検討していく。

竹原市文化財保護条例第10条の規定により、文化財に関する教育委員会の諮問機関として、委員7名以内の学識経験者等で構成する竹原市文化財保護委員会を設置している。当委員会は、文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査・研究・審議し、教育委員会に建議する。

竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例第12条の規定により、竹原市竹原地区 伝統的建造物群保存地区に関する市長及び教育委員会の諮問機関として、委員数1 0名以内の学識経験者等で竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置して いる。当審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、 調査・審議し、市長及び教育長に建議する。

竹原市文化財保護委員会	
専門分野	人数
美術工芸(仏教美術)	1名
考古学	2名
歴史学 (近世史)	1名
都市建築史	1名
文献史学 (アーカイブズ学)	1名
樹木医	1名
合 計	7名

(令和3年8	月	現在)
--------	---	-----

竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会	
委員構成	人数
学識経験者	4名
地区住民代表	2名
その他(建築士)	1名
合 計	7名

(平成30年7月現在)

# (9) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等の各種団体の状況と今後の体制整備 の方針及び具体的な計画

本市における文化財の保存・活用に関わる住民等の活動は、歴史や文化財に興味 を持つ住民が、竹原郷土文化研究会や保存会を組織し各地域においてそれぞれ活動 を続けている。

具体的な事例としては、市内北部に集積する古墳や県史跡の「木村城」などの遺跡における日常のパトロールや清掃活動、県無形民俗文化財の「忠海祇園祭」や「福田のししまい」の保存、「住吉祭」や「蒲団太鼓」など寺社等における伝統行事の継承、市内各所に残る「高崎神明祭」や「忠海二窓神明祭」をはじめとする神明行事の継承などが挙げられる。忠海地区においては「忠海地域文化伝承協議会」が組織され、「忠海祇園祭」や「忠海二窓神明祭」などの伝統的な祭礼行事の映像を記録化するデジタル・アーカイブ事業も進められている。

また、伝統的建造物群保存地区を中心に長年保存活動を行っている「竹原町並保存会」については、県史跡の「頼惟清旧宅」の清掃活動を実施するとともに、他地区への視察や広報物配布をはじめとした文化財や町並み保存への啓発活動を行っている。

その他にも、平成20年(2008)に市史跡に指定 した「東永谷製鉄遺跡」において、「東永谷製鉄 遺跡保存会」が地元で保存会が結成され、今後の



「竹原町並保存会」による県史跡「賴惟清旧宅」の清掃活動

保存・活用に向けた取り組みを進めようとするなど、地域がもつ歴史的資源をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

これらの活動が、今後も継続して活発に展開されるように、文化財の保存に関する技術指導者等の人材養成と総合的な相談・支援窓口となる官民一体となった組織づくりについて検討を行う。

#### 6-2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

#### (1)基本的な考え方

本市の歴史的風致を維持及び向上させ、後世に継承していくため、次の視点で実施する。

#### ①文化財等歴史的建造物の整備及び管理

歴史的風致の核となる歴史的風致形成建造物については、現状維持または調査に基づく修理を行い、公開に努め、歴史的風致を感じることができるよう配慮しながら、歴史的風致の維持向上に資する適正な管理を行う。

また、歴史的な建造物が"昔と同じように人が住んでいることで、歴史的な風情が醸し出せている"ことが本市の魅力であることを踏まえ、文化財等歴史的建造物は所有者管理を原則とした取組を行う。具体的には、所有者や管理者に建造物の文化財的価値を再認識できる場を提供することで、保存意識の向上を図るとともに、所有者等に建造物の維持管理知識の啓発を行い、適切な修理を促し、建造物の維持管理の環境を整えていく。

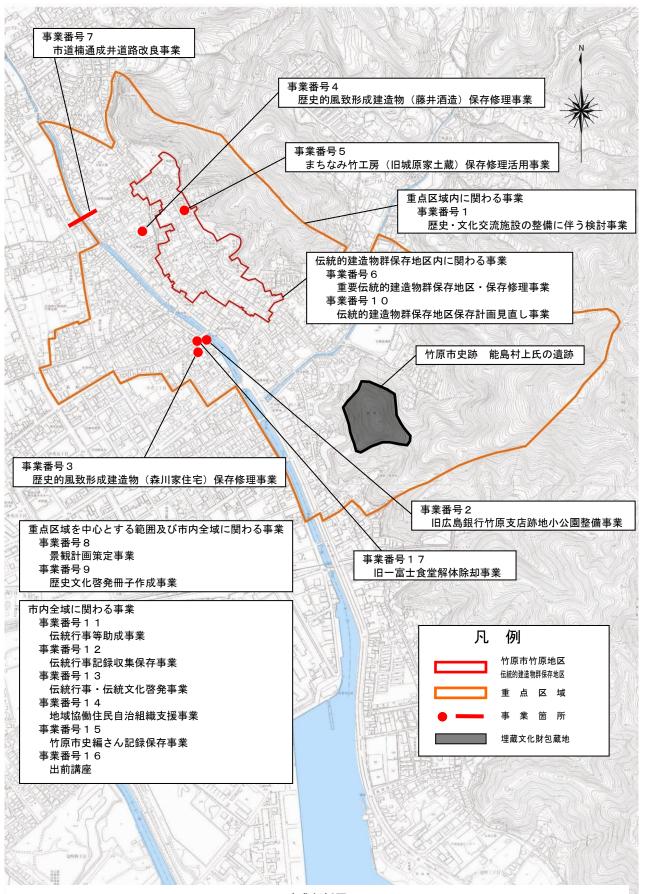
#### ②歴史的風致の維持向上に資する環境整備

本市を訪れる人々が竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区や周辺部を訪れ、歴史的風致を体感し、江戸時代にタイムスリップしたような感動を覚え、魅了されている。これは、伝統的建造物群の周辺環境も含めて文化財的価値を支えているからである。この良好な周辺環境についても、保全の重要性を広く住民に啓発するとともに、必要に応じた保全の方策を講じていく。

#### ③文化財の調査・保存・活用

歴史的風致を形成している文化財や歴史資料等に関して、情報収集・調査・研究・情報発信が十分にできていないため、歴史的財産を住民に還元できていない。 今後は、貴重な歴史資料の研究を進め、守り続けてきた歴史的な建造物を最大限に活かし、歴史的な背景(生活・生業・変遷・名残など)を一連の流れで魅力的に伝える手法を用いて、先人達の生活の様子・息づかいや住民の誇りを体感できる仕掛けづくりを行い、住民や観光客の方々に歴史・文化に興味をもっていただく情報発信に努める。

# (2) 歴史的風致の維持及び向上に資する事業



事業総括図

事業番号	事業番号1
事業の名称	歴史・文化交流施設の整備に伴う検討事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成28~29年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)
事業箇所及び区域	重点区域内
事業概要	住民や観光客等に対して竹原市の歴史・文化の理解を深めるための
	歴史資料の保存・管理・研究・展示、情報発信、文化交流のあり方を
	検討するため、ワークショップや関係団体との意見交換等を通じ住民
	ニーズを把握し、事業位置、必要な機能を踏まえた事業規模・事業手
	法など歴史・文化交流施設の整備の方向性を既存施設の有効活用も含
	め検討する。
	ワークショップ (イメージ)
事業が歴史的風致	本事業により、郷土愛が醸成され、住民等の文化財保存や活用ニー
維持及び向上に寄	ズに基づいた施設を整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄
与する理由	与する。

事業番号	事業番号 2
事業の名称	旧広島銀行竹原支店跡地小公園整備事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成25年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業箇所及び区域	旧広島銀行作原支店 森川家住宅 事業位置図 惣絵図 (享保 3 年 (1718))
事業概要	│ │ 景観阻害要因となっている建造物を除去し、景観を向上させ、観光
1.7662	客と地域住民の憩いの場・交流の場として小公園を整備する。
	旧広島銀行竹原支店跡地
事業が歴史的風致	港として賑わった本川を今に伝える住吉神社と市重要文化財森川家
維持及び向上に寄	住宅の間に、近代的な2階建ビルの広島銀行の空き店舗が未利用の状
与する理由	態で位置しており、本川側から公開施設である森川家住宅の存在が分
	かりづらく、景観の阻害要因となっている。
	近代的な建物を解体し、本川の景観と森川家住宅の眺望改善を図り、
	憩いの場・交流の場として公園を整備することで、歴史的風致の維持
	及び向上に寄与する。

	<del>,</del>
事業番号	事業番号3
事業の名称	歴史的風致形成建造物 (森川家住宅) 保存修理事業
事業主体	竹原市
事業期間	令和3年度~令和4年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)
事業箇所及び区域	旧広島銀行竹原支店 森川家住宅 事業位置図 惣絵図(享保3年(1718))
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定予定の森川家住宅(市重要文化財)の
	破損・劣化の詳細調査を行い、改修方針を決定し、修理を行う。
事業が歴史的風致	
事業が歴史的風致維持及び向上に寄	市重要文化財森川家住宅
	市重要文化財森川家住宅 歴史的風致形成建造物(指定予定)の森川家住宅(市重要文化財)
維持及び向上に寄	市重要文化財森川家住宅 歴史的風致形成建造物(指定予定)の森川家住宅(市重要文化財) について、破損箇所・劣化の詳細調査を実施し、改修方針の決定を行
維持及び向上に寄	市重要文化財森川家住宅 歴史的風致形成建造物(指定予定)の森川家住宅(市重要文化財) について、破損箇所・劣化の詳細調査を実施し、改修方針の決定を行う中で、適正に修理することによって、後世に森川家住宅を残し、文
維持及び向上に寄	市重要文化財森川家住宅 歴史的風致形成建造物(指定予定)の森川家住宅(市重要文化財)について、破損箇所・劣化の詳細調査を実施し、改修方針の決定を行う中で、適正に修理することによって、後世に森川家住宅を残し、文化活動の場・交流の場として活用を促進する。このことによって、本

事業番号4	
歴史的風致形成建造物 (藤井酒造)	保存修理事業
所有者	
平成26年度~平成28年度	
社会資本整備総合交付金(街なみ環	環境整備事業)
藤井酒造事業位置図	藤井酒造 惣絵図 (享保 3 年 (1718))
歴史的風致形成建造物に指定予定	<b></b> 定の藤井酒造について、破損・劣化
歴史的風致形成建造物に指定予定の状況を把握し、適正な保存修理を	_ ,,,,,,,, , ,,,
	主実施する。
の状況を把握し、適正な保存修理を	ク風致形成建造物(指定予定)の藤
の状況を把握し、適正な保存修理を	ク風致形成建造物(指定予定)の藤 役公開)は、経年劣化により建物の
の状況を把握し、適正な保存修理を 伝建地区に隣接しており、歴史的 井酒造(文化交流イベント等で一般 破損が大きい。破損・劣化の状況の	ク風致形成建造物(指定予定)の藤 役公開)は、経年劣化により建物の
	所有者 平成26年度~平成28年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環 藤井酒造

事業番号	事業番号 5
事業の名称	まちなみ竹工房(旧城原家土蔵)保存修理活用事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成24~25年度
支援事業名	重要文化財建造物等公開活用事業
事業箇所及び区域	まちなみ竹工房(旧城原家土蔵) まちなみ竹工房(旧城原家土蔵) ************************************
事業概要	伝統的建造物を活用して、竹原市のシンボルである竹を使った工芸

品を創作・販売するまちなみ竹工房(市所有)について、外観・内装 について修理し、引き続き店舗等として活用する。





# 事業が歴史的風致 与する理由

これまで住居等の伝統的建造物の外観の保存修理を行ってきたが、 維持及び向上に寄 観光振興や地域づくりの推進に貢献している伝統的建造物について も、外装・内装の整備により、活用を充実できることで、歴史的風致 の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号6
事業の名称	重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業
事業主体	竹原市
事業期間	昭和57年~
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費
事業箇所及び区域	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区内
事業概要	修理事業として、伝統的建造物の外観の復元を、修景事業として、
	伝統的建造物以外の建造物等の外観の整備を、それぞれ助成制度とし
	て実施する。
	着工前
+ W. 19 FT . L. 11 FF F1	
事業が歴史的風致	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区を構成する伝統的建造物の
事業が歴史的風致維持及び向上に寄	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区を構成する伝統的建造物の 修理と伝統的建造物の様式に準じた外観修景と保存を行うことで、連

続性のある町並みを維持することができ、歴史的風致の維持及び向上

与する理由

に寄与する。

事業番号	事業番号7
事業の名称	市道楠通成井道路改良事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成21年度~平成25年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業箇所及び区域	事業位置図 惣絵図(享保3年(1718))
事業概要	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区への通じる道路の整備を行
	事業計画図とイメージパース
事業が歴史的風致	市道楠通成井線は、当市の歴史的風致の拠点となる竹原市重要伝統
維持及び向上に寄	的建造物群保存地区へのアクセス道路として計画されており、隣接す
与する理由	る駐車場(市整備済)との一体的な利用により見学を目的とした同地
	区への来訪者の増加を期待でき、市民等への歴史・文化等に対する意

識の向上・啓発につながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号8
事業の名称	景観計画策定事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成30年度~令和3年度
支援事業名	都市構造再編集中支援事業
事業箇所及び区域	重点区域を中心とする範囲及び市内全域
事業概要	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区及び歴史的風致を形成して
	いる建築物等が存在する区域において、建築物と調和した一体的な街
	区を形成するため、建築物の意匠・色彩・高さ・外構等の規制を住民
	との協働で検討し、併せて景観法に基づく景観計画を策定する。また、
	同様に他地域においても地域固有の歴史的風致を保全するため、全体
	的な景観計画を策定する。
<b>東光</b> 3年中4月75	ルおすやとなかよりとして、何仏さら見知がでよしないとこ
事業が歴史的風致	当該事業を実施することによって、無秩序な景観が発生しないよう
維持及び向上に寄	に景観計画を策定し、規制・誘導を図り各地域固有の歴史的な景観の
与する理由	あるまちづくりを形成することにより、歴史的風致の維持及び向上に
	寄与する。

事業番号	事業番号9
事業の名称	歴史文化啓発冊子作成事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成30年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業の効果促進事業)
事業箇所及び区域	重点区域を中心とする範囲及び市内全域
事業概要	竹原の歴史文化の啓発と郷土愛の醸成を図るため、歴史文化啓発冊
	子を作成する。
事業が歴史的風致	竹原の歴史や伝統活動等を学習することにより、竹原の歴史文化を
維持及び向上に寄	守り、継承し、市民の財産・誇りとして根付かせる機会を創出し、歴
与する理由	史的風致の維持及び向上に寄与する。

	<u> </u>
事業番号	事業番号10
事業の名称	伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成24年度~平成27年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区
古光柳田	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区 事業位置図
事業概要	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画を見直す。
事業が歴史的風致	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画を見直すことで、
維持及び向上に寄	時代に即した保存方針として対応ができ、歴史的風致の維持及び向上
与する理由	に寄与する。

事業番号	事業番号11	
事業の名称	伝統行事等助成事業	
事業主体	竹原市	
事業期間	毎年	
支援事業名	市単独事業	
事業箇所及び区域	竹原市全域(伝統行事等が実施さ	れる場所)
事業概要	竹原市まつり協会を通じて伝統	行事となっている住吉祭、蒲団太鼓、
	櫂伝馬競漕等を行う団体に対し助	成する。
	蒲団太鼓	住吉祭
事業が歴史的風致	伝統行事を支援することにより	、伝統行事に対する住民意識の向上
維持及び向上に寄	や後継者育成を図り、歴史・伝統	でを活かした地域づくりを推進するこ
与する理由	とで、歴史的風致の維持及び向上	に実にする

事業番号	事業番号12
事業の名称	伝統行事記録収集保存事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成24年度~令和4年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市全域
事業概要	伝統行事を後世に継承していくために、映像記録保存・公開・記録
	媒体の貸し出し、過去に作成したアナログ記録映像のデジタル化をす
	るとともに新たに記録保存を行う。
	田万里八幡神社当屋祭 福田のししまい
事業が歴史的風致	今後、継続が危ぶまれる伝統行事等を記録するとともに過去の資料
維持及び向上に寄	を収集し、アナログ映像をデジタル化して公開することにより次世代
与する理由	に伝統行事継承の重要性や行事内容等を伝え、住民意識の向上を図る
	ことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号13
事業の名称	伝統行事・伝統文化啓発事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成24年度~令和4年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市全域
事業概要	伝統行事の開催や伝統文化について、パンフレットの作成や、広報・
	ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの放映等、多様な媒体を使
	い、広く住民に情報発信する。
事業が歴史的風致	伝統行事や伝統文化について、情報発信することにより、市民への
維持及び向上に寄	伝統文化の意識を高め、次世代における伝統文化の担い手の発掘・育
与する理由	成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号14
事業の名称	地域協働住民自治組織支援事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成19年度~
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市全域
事業概要	自治会・各種団体などが連携して、地域の課題解決や魅力づくりを
	推進する組織づくりを支援するとともに、取り組みテーマを設定した
	地域の将来計画を実現するための事業に助成を行う。
	地域行動プラン策定風景 (ワークショップ) 地域行動プラン (伝建地区エリアプラン表紙)
事業が歴史的風致	地域づくりの担い手である住民自治組織を育成し、取組事業を支援
維持及び向上に寄	することで、地域の課題解決・魅力づくりを推進している。この取組
与する理由	の中で、地域に伝わる文化伝承活動や景観保全活動が住民主体で行わ
	れることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号15
事業の名称	竹原市史編さん記録保存事業
事業主体	竹原市
事業期間	平成19年度~
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市全域
事業概要	これまで竹原市の歴史を記録に残すため、竹原市史として、昭和38
	年に論説編(竹原市史第二巻)、昭和39年から42年にかけて資料編(竹
	原市史第三巻~五巻)、昭和 47 年に概説編(竹原市史第一巻)を刊行
	しているが、近現代史がないため、刊行に向けた情報収集・調査・編
	さんを行う。
事業が歴史的風致	最後の刊行から30年以上が経過した今、既存の市史類や分野別歴
維持及び向上に寄	史書等を検証しつつ最大限活用し、既存の市史類に不足している時代
与する理由	や分野などにも、新たな研究成果等を盛り込み、「住みよさ実感 瀬戸
	内交流文化都市 たけはら」としてふさわしい、正確で格調の高い市
	史を編さんし、公開する。この市史を竹原市の将来の発展への指針と
	して、歴史文化の住民意識の高揚を図ることで、歴史的風致の維持及
	び向上に寄与する。

事業番号	事業番号16
事業の名称	出前講座
事業主体	竹原市
事業期間	平成14年度~
支援事業名	市単独事業
事業箇所及び区域	竹原市全域
事業概要	市民等が構成する団体から依頼があった場合、出前講座メニューよ
	り講座内容を選択してもらい、市職員が集会・学習会等に出向き専門
	知識を活かした説明及び懇談会を行う。
	出前講座風景
事業が歴史的風致	市内に在住か通勤・通学をしている人を対象に講座を行っており、
維持及び向上に寄	竹原市の歴史や竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区・文化財等の
与する理由	説明を行うことで、関心を持ってもらい、文化財等の魅力を伝えるこ
	とができる。このことで、歴史に対する住民意識の高揚と保存等への
	啓発を図ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	事業番号17
事業の名称	旧一富士食堂解体除却事業
事業主体	竹原市
事業期間	令和2年度
支援事業名	観光振興事業費補助金 (歴史的観光資源高質化支援事業)
事業箇所及び区域	旧一富士食堂森川家住宅
事業概要	外国人目線で作る竹原ブラッシュアップアクションプランに資する 事業として、歴史的風致形成建造物の森川家住宅(市重要文化財)に 隣接し、空き家となり景観阻害物件となっている旧一富士食堂を解 体・除却し、外国人観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。
	旧一富士食堂
事業が歴史的風致	旧一富士食堂を解体・除却することによって、歴史的風致形成建造
維持及び向上に寄	物の森川家住宅(市重要文化財)を含めたまちなみの質の向上を図る
与する理由	ことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
	また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、竹原市総合計画で
	目標とする、町並み保存地区を訪れる外国人観光客数の更なる増加が期待できる。